

令和6年10月25日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部  
健康安全課長

化学物質管理強調月間を創設します。  
～化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーン～

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、順次拡大され、令和8年4月までに、約3,000物質程度が指定される予定です。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となります。

このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしました。本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に実施いたしますのでお知らせいたします。

また、化学物質管理強調月間が創設されるにあたり、環境省では化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施しております。当該制度で派遣する化学物質アドバイザーは「化学物質管理」「環境リスク」「環境関連法規」や「リスクコミュニケーション」などのテーマに関して、行政・市民・事業者・学生向けの勉強会や講演会の講師、市民と事業者の対話集会での解説者としてご利用いただけます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ウェブサイト等に掲載されていますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

No	原題	QR コード
1	厚生労働省ウェブサイト 「化学物質管理強調月間を創設します ～厚生労働省と環境省が連携し事業場の化学物質管理の 取り組みを促進～」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39828.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39828.html</a>	
2	環境省ウェブサイト 「化学物質管理強調月間の創設に協力します ～ 厚生労働省と環境省が連携し事業場の化学物質管理 の取組を促進 ～」 <a href="https://www.env.go.jp/press/press_03112.html">https://www.env.go.jp/press/press_03112.html</a>	
3	環境省ウェブサイト 「化学物質アドバイザーのご依頼ページ」 <a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html">https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html</a>	
4	環境省ウェブサイト 「化学物質アドバイザー制度」 <a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html">https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html</a>	
5	環境省ウェブサイト 「化学物質アドバイザーのパンフレット」 <a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf">https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf</a>	